

日本医学放射線学会専門医資格更新単位取得制度規程

専門医資格更新認定申請説明書

および

放射線科専門医資格更新単位取得制度学術集会単位数一覧

公益社団法人 日本医学放射線学会

(平成 24 年 3 月)

日本医学放射線学会専門医資格更新単位取得制度規程

(平成22年6月5日改訂)

目的：放射線科専門医(以下「専門医」と略す。)の生涯教育を推進し、放射線診療における専門性を向上させるため、専門医資格更新単位取得制度を実施する。

単位の取得：専門医は5年間に60単位以上の履修をしなければならない。

単位取得の申請：

(1) 申請に当たっては、過去5年間の実績を次にあげる申請書類にまとめ、審査料払込み後本学会事務局に提出するものとする。

申請時提出するもの

- ・ 学術集会単位認定申請書 (参加・受講証を添えること)
- ・ 論文単位認定申請書
- ・ 審査料 (別に定める)

(2) 申請は、専門医認定または更新認定後5年経過したものから毎年受け付ける。

(3) 65歳以上の専門医で更新を希望しない場合、申し出により名誉専門医となることができる。但し、それ以後は専門医を標榜できない。

単位取得の評価：提出された申請書に基づき、専門医制度委員会(以下「委員会」と略す)の審査を経て理事会が承認する。

単位：

(1) 日本医学放射線学会および日本医師会・関連学会が主催する学術集会、また委員会が生涯教育に適すると認めた学術集会に参加した場合に単位を与える。但し、更新単位60単位のうち、40単位は下記の学会・セミナーへの参加による単位であることとする。

学会・研究会	単位
日本医学放射線学会 総会	15
日本医学放射線学会 秋季臨床大会	15
日本医学放射線学会 地方会	5
日本放射線科専門医会・医会 ミッドウィンターセミナー	10
日本放射線科専門医会・医会 ミッドサマーセミナー	10

(2) 学術論文の発表にも単位が与えられる。査読制度のある学術雑誌に掲載された論文については、第1著者10単位、第2著者以降2単位とする。査読制度がない学術雑誌に掲載された論文については、第1著者5単位、第2著者以降1単位を与える。但し、論文による単位は上限を1年間10単位、5年間で20単位までとする。

更新の猶予：専門医資格更新の手続きに関しては、特別な理由がある場合に限り2年間猶予できる。但し、その理由を委員会に申告しなければならない。

専門医資格の留保：規定の単位取得を満たすことができなかった専門医に対しては、その旨学会より通告して注意を喚起する。

この通告が無視された場合は、日本医学放射線学会放射線科専門医制度規程(第6回改訂 平成18年4月7日から施行)の第13条の(6)より専門医の資格が取り消されることがある。

放射線科専門医資格更新手続きについて

本学会では、放射線科専門医の生涯教育を推進し、放射線診療における専門性を向上させるため、単位取得制度を実施しております。

つきましては、日本医学放射線学会専門医資格更新単位取得制度規程（平成22年6月5日改訂）ならびに下記をご参照の上、同封の単位認定申請書に必要事項を記入し、本学会事務局に提出して下さい。

日本医学放射線学会（JRS）
放射線科専門医制度委員会

記

申請単位の算定

有効単位：平成19年6月1日～平成24年5月31日までに学術集会への参加および論文発表によって取得したもの（但し、初回更新の方の単位有効期間は、平成19年9月1日～平成24年5月31日まで）

- 1) 60単位のうち、少なくとも40単位は所定の学会・セミナー等への参加で取得したもの（出席証明書添付のこと。但し会員ICカードで単位取得登録をした場合は不要：次ページ注意点参照）。
- 2) 上記以外の学会・研究会への参加による取得単位の申請上限は20単位まで（出席証明書あるいはそれに準ずるものを添付のこと）。
- 3) 論文発表による取得単位の申請上限は20単位まで（論文名及び著者名が記されているページのコピーまたは別刷を添付のこと）。

□ 単位の算定例（下記参照）

学術集会単位数リストはp4～9に掲載

JRS：日本医学放射線学会

JCR：日本放射線科専門医会・医会

RSNA：Radiological Society of North America

例1：JRS総会に2回 / JRS秋季臨床大会に2回参加 …………… (15単位×4)

60単位

例2：JRS総会に2回 / JRS秋季臨床大会に1回参加 …………… (15単位×3) 45単位

JCRミッドサマーセミナーに2回参加 …………… (10単位×2) 20単位

合計 65単位

例3：JRS地方会に8回参加 …………… (5単位×8) 40単位

RSNA学術集会に2回参加 …………… (5単位×2) 10単位

JRS関東地方会セミナーに4回参加 …………… (3単位×4) 12単位

合計 62単位

提出方法

- 1) 所定の返信用封筒を使用し、お送りください。なお、所定外の封筒を使用の場合は、必ず受領印または署名を要するもの（宅配便、レターパック 500 等）でお送り下さい。
- 2) 更新審査料（30,000 円）の払込票（写）を添付のこと。

申請書類提出期限：平成 24 年 6 月 29 日（金）必着

更新の猶予申請者 / 更新辞退者

- 1) 特別な理由がある場合（妊娠、出産、育児、長期療養、留学等）、2 年間を限度に専門医資格の有効期間を延長することができます。なお、特別な理由なく更新手続きをされない場合は、専門医資格が失効致しますのでご留意下さい。
- 2) 更新猶予申請用紙が必要な方、専門医資格更新を辞退される方は、本学会事務局へ申し出られるか、または下記ホームページにアクセスして所定の用紙をダウンロードして使用して下さい。

放射線科専門医資格更新認定申請書、更新猶予申請書、専門医資格辞退届

<http://www.radiology.jp/modules/senmoni/index.php?id=8> からダウンロードできます。

注意点

- 1) 出席証明書を紛失した場合は、単位を認めません。
- 2) 出席証明書のコピーは無効です。必ず原本を提出してください。出席証明書が発行されていない場合は、ネームカードもしくは領収書をお送りください。
- 3) 第 69 回～第 71 回日本医学放射線学会総会および第 46 回～第 47 回日本医学放射線学会秋季臨床大会への参加による単位取得について
会員 IC カードで登録をされた方は、電子データで確認しますので、出席証明書は不要です。
会員 IC カードでの登録をお忘れの方は、従来どおり出席証明書をご提出ください。
- 4) 65 歳以上の専門医で資格更新を希望されない場合、申し出により名誉専門医となることができますが、それ以後は専門医を標榜できませんのでご留意下さい。
- 5) 平成 25 年度の資格更新から「必須講習会」出席証明書の提出を義務づけます。旧講習科目への出席も有効となりますので、有効期限内の証明書は大切に保管してください（学会ホームページ「放射線科専門医制度における必須講習会について」参照）。

※ 申請書類審査の結果、更新が認定された方には、9 月開催理事会での承認を経て、専門医認定通知を送付するとともに、認定証を後日発行いたします。（尚、認定証は学会誌送付先にお送り申し上げます。）

更新申請書類送付先：

〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 1 番 16 号
NP-II ビル 7 階
公益社団法人日本医学放射線学会
TEL 03-3814-3077 FAX 03-5684-4075
E-mail : office@radiology.or.jp